

規 則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第六十一号）の施行期日は、平成二十九年四月一日とする。